

事 務 連 絡
平成22年8月6日

各都道府県家畜衛生担当者 様

農林水産省消費・安全局動物衛生課
課長補佐（防疫業務班担当）

家畜伝染病（家きんサルモネラ感染症）の発生報告について（続報）

京都府農林水産部畜産課から報告のあった本件について、現状をお知らせします。

1. 農場概要等

（1）所在地 京都市西京区

（2）飼養羽数 735羽（原種鶏・種鶏565、育成170）（3鶏舎）

（種鶏：ロードアイランドレッド、名古屋種、白色レグホン、横斑プリマスロック、シャモ、F1ロック（横斑プリマスロック×名古屋種）

2. 経 過

（1）7月16日に京都府が家伝法第5条により種鶏の定期検査を実施。

8月から種鶏として供用予定だった1鶏舎（育成舎）170羽を検査したところ、9羽が急速凝集反応陽性となった。5羽を病性鑑定のため殺処分（残る4羽は自衛殺）。（9羽を含め、3鶏舎の鶏すべてについて症状はなし。5羽の解剖で病変はなし。）

（2）7月30日、病性鑑定を実施した5羽中3羽からサルモネラ・プロラムを分離。

（3）8月3日、育成舎を除く2鶏舎の検査を実施し、565羽中4羽が急速凝集反応陽性となった。4羽と同一ペンに飼養される43羽（計47羽）を殺処分。

3. 対応状況

（1）これまでの対応

① 当該農場

- ・鶏の移動自粛を要請（7/16）、農場の隔離指示（7/30）
- ・陽性鶏等のとう汰（7/16、8/3）
- ・7月に出荷したひなは導入先で自衛殺処分（8/5）

② 疫学関連農場

- ・ひな出荷先（4県）に連絡し、異常がないことを確認（30日～）
出荷先35のうち、32は小規模な愛玩鶏農場
- ・他に出荷先がないかさらに調査中

（2）今後の対応

① 当該農場

- ・すべての飼養鶏は自衛殺処分
- ・鶏舎、孵卵施設等の消毒
- ・一定期間を経て新たに清浄な鶏群を導入し経営再開

② 疫学関連農場

- ・出荷先、導入元農場の特定作業を継続し、臨床検査及び抗体検査を実施